

# 所沢市立西富小学校 P T A 規約（案）

## 第 1 章 名所及び事務所

第 1 条 本会は所沢市立西富小学校 P T A と称し、事務所を西富小学校(以下学校という)におく。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は次の諸項を目的とする。

(1) 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。

(2) 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童の教育について、会員が相互に聡明な努力をする。

## 第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

第 4 条 本会は児童福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力する。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は西富小学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる人(以下保護者という)ならびに学校に勤務する教職員とし、会員は全て平等の権利と義務を有する。特に教育に関心を持つ者は、希望により入会を認める。

## 第 5 章 事業および会計

第 6 条 本会の経費は、会費およびその他の収入を持って支弁する。

第 7 条 会費は年額 2,000 円とし、一括納入とする。但し、年度途中の入会については上半期の場合は全額を納入し、下半期の場合は半額を納入する。年度途中退会については上半期の場合は半額を返金し、下半期の場合は返金なしとする。

第 8 条 本会の事業および会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までと定める。

## 第 6 章 総 会

第 9 条 総会は年 1 回行い、次の事項を審議する。

(1) 事業報告および決算報告

(2) 事業計画案および予算案

(3) その他の必要事項

第 10 条 総会は会員の三分の一以上の出席(含委任状)をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 11 条 運営委員会が認めた時、または会員の五分の一以上の要求があった時は、会長は臨時総会を招集することができる。

## 第 7 章 機 関

- 第 12 条 (1) 本会は次の機関を設け、第 2 章に掲げる目的を達成するために努力する。
- ① 運営委員会
  - ② 校外生活指導委員会
  - ③ 学年委員会
  - ④ 専門委員会
- (2) 総会の議決により本会に専門委員会を設置することができる。  
運営は細則に従って行うこととする。

## 第 8 章 役員および顧問

第 13 条 本会に次の役員をおく。

- |            |               |             |
|------------|---------------|-------------|
| ① 会 長      | 1 名           | (保護者)       |
| ② 副会長      | 2 名以上         | (内 1 名は教頭)  |
| ③ 書 記      | 3 名           | (内 1 名は教職員) |
| ④ 会 計      | 3 名           | (内 1 名は教職員) |
| ⑤ 校外生活指導委員 | 学級委員(専門委員若干名) |             |
| ⑥ 監 査      | 2 名           |             |
| ⑦ 相談役      | 2 名           |             |

第 14 条 学校長は、すべての会に参加して意見を述べることができる。

第 15 条 本会に顧問をおくことができる  
顧問は運営委員会の推薦により会長が委嘱する。

第 16 条 役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

第 17 条 役員は次によって選出する。

- ① 会長および副会長、書記、会計、監査は別に定める選考委員会において選出する。
- ② 校外生活指導員は、地区ごとに 2 名以上 10 名以内選出し、内 1 名を校外長とし、校外長の中より 1 名を委員長とする。
- ③ 学級委員は、各学年より 6 名選出し、内 3 名を学年委員とする。但し、各委員の定数変更については運営委員会で定めるものとする。
- ④ 専門委員は、学級で選ばれた学級委員の分担によって構成し、夫々の専門委員の互選により、委員長および副委員長を設ける。
- ⑤ 相談役は、会長が委嘱する。
- ⑥ 教師は、第 10 章の各委員会の委員として任意に参加する。

第 18 条 役員の任務は次の通りとする。

- ① 会長は、本会を代表し、総会および運営委員会を開催し、その他一切の会務を取りまとめる。職責上、各種の会議に参加し意見を述べることができる。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をつとめる。
- ③ 書記は、総会および運営委員会の議事を正確に記録し、各種会合について通知する。
- ④ 会計は、本会の会計を司り、総会の都度、収入、支出の報告を行い、総会において会計監査を経て決算報告をする。
- ⑤ 監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- ⑥ 相談役は、庶務的事項を取り扱う。
- ⑦ 第7章に定める各機関の任務および構成は別章に規定する。

## 第 9 章 運営委員会

第 19 条 運営委員会は、会長および副会長、校外生活指導委員長、学年委員長、専門委員長、ならびに書記、会計によって構成する。

第 20 条 運営委員会の任務は次の通りとする。

- ① 第10章の各委員会の立案する事業を運営委員会が審議する。
- ② 総会に提出する資料を審議決定する。
- ③ そのほか緊急要務を処理する。

## 第 10 章 各委員会の任務

第 21 条 校外生活指導委員会

子どもを事故や非行から守る活動をする。

第 22 条 学年委員会

学年毎に学年委員会を構成し、担当教師を中心に学級ないし学年の和を図り、児童の健全な育成のために活動を推進する。

第 23 条 学年委員会は、構成員の中より学年長1名を選出する。

第 24 条 専門委員会

学級で選ばれた専門委員は次に掲げる委員会に所属し、専門委員活動を推進する。

① 広報委員会

広報委員会は本会目的達成のために広報活動を行なう。

② 家庭教育学級運営委員会

家庭教育学級運営委員会は家庭教育充実のための計画を立て、併せて会員の生涯教育と福祉親睦を達成するための諸活動を推進する。なお、家庭教育学級運営委員長はPTA会長が務めるものとする。

第 25 条 会員は任意に前条に掲げる専門委員会のいずれかに所属し、専門委員会活動を推進することができる。

第 26 条 各委員会は、第20条の規定による運営委員会の審議を経た事業計画については、その決定に従わなければならない。

## 第 11 章 個人情報の取り扱い

- 第 27 条 この章は、所沢市立西富小学校 P T A（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。
- 第 28 条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。
- 第 29 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。
- 第 30 条 本会における個人情報の管理者は会長とする。
- 第 31 条 本会における個人情報の取扱者は「所沢市立西富小学校 P T A 組織図」に記載される組織に属する役員及び教職員（学校長含む）並びに所沢市 P T A 連合会とする。
- 第 32 条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。
- 第 33 条 本会は、次の個人情報を第 34 条に定めた利用目的を示した上で、P T A 会員より取得する。
- ① 氏名
  - ② 住所
  - ③ 電話番号
  - ④ メールアドレス
  - ⑤ 会員の子どもの氏名・クラス
- 第 34 条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。
- ① P T A 活動に必要な連絡網および名簿作成の為
  - ② 各種行事の案内及びその参加者確認の為
  - ③ 資料等の送付の為
  - ④ 役員・委員の選考・選出の為
  - ⑤ P T A 活動の諸連絡の為
  - ⑥ 会費の納入管理の為
- 第 35 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 34 条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。
- 第 36 条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きのロッカーなどに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第 37 条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

第 38 条 個人情報とは次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第 31 条に規定した以外の第三者への提供をおこなわないものとする。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

## 第 12 章 付 則

第 39 条 慶弔に関する事項は別に慶弔規定を設けて処理する。

第 40 条 本会の規約は総会の決議によって改正することができる。

第 41 条 本会の規約における地区とは、当学校区における通学班編成上の 8 地区を指す。

第 42 条 本会の運用にあたっては、細則を設けることができる。

- 第 43 条
- ① 本会の規約は昭和 52 年 5 月 12 日より施行する。
  - ② 本会の規約は昭和 56 年 5 月 6 日より改正施行する。
  - ③ 本会の規約は昭和 58 年 5 月 14 日より改正施行する。
  - ④ 本会の規約は昭和 60 年 5 月 11 日より改正施行する。
  - ⑤ 本会の規約は昭和 61 年 5 月 10 日より改正施行する。
  - ⑥ 本会の規約は平成 2 年 5 月 12 日より改正施行する。
  - ⑦ 本会の規約は平成 11 年 5 月 1 日より改正施行する。
  - ⑧ 本会の規約は平成 14 年 5 月 10 日より改正施行する。
  - ⑨ 本会の規約は平成 15 年 4 月 28 日より改正施行する。
  - ⑩ 本会の規約は平成 16 年 4 月 28 日より改正施行する。
  - ⑪ 本会の規約は平成 30 年 5 月 11 日より改正施行する。
  - ⑫ 本会の規約は令和 2 年 5 月 22 日より改定施行する。
  - ⑬ 本会の規約は令和 3 年 5 月 21 日より改定施行する。
  - ⑭ 本会の規約は令和 4 年 5 月 9 日より改定施行する。

## 細 則

### (1) 役員候補選考委員会

- 1条 会長は選考委員会を委嘱し、総会前に委員会を招集し、その作業を委嘱する。
- 2条 選考委員会には、各学級委員より1名、各校外生活指導委員より1名、教職員より1名とし、夫々の選出母体において行う。
- 3条 選考委員会には、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名、書記2名をおく。
- 4条 委員会は選出に先立ち、全Pより信任投票を受ける。立候補なき場合は、全Pより推薦を受ける。
- 5条 選考委員は、推薦により氏名があがり、その意志のある委員は、委員会よりおりる。
- 6条 委員会は、発足後、すみやかにその作業にかかり、原則として年度内に役員候補者の選考を終えなければならない。
- 7条 候補者の選考は、その氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。
- 8条 選考委員会は、総会終了後、自動的に解散するものとする。

### (2) 特別専門委員会

- 1条 特別専門委員会は、目的達成のため総会の議決を得た事業を推進する。
- 2条 特別専門委員は、運営委員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3条 特別専門委員の任期は、事業の終了までとし、欠員の生じた場合はこれを補充する。

# 所沢市立西富小学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 この規定は、西富小学校 P T A 会員の慶弔等に関する基準を示すものとする。

第 2 条 慶弔等に際して贈呈する目的の名称は、次の通りとする。

見 舞  
弔 慰

第 3 条 慶弔の範囲は、次の通りとする。

見 舞

次に該当する事項の生じた時は、見舞金を贈る。

- ・会員が不慮の災害を被り財産の過半を失った場合（但し、被害が学校区全般に及ぶ場合は除く。）その都度運営委員会で協議の上、決定する。

弔 慰

- ・会員が死亡した場合は、5,000円を敬供する。
- ・児童が死亡した場合は、花輪と5,000円を敬供する。

第 4 条 前条に該当しない校医、庶務手、その他 P T A に係る慶弔の支出は、会長の判断で行う。

第 5 条 この規定に係る慶弔何れの場合においても、本会の会長名をもって行うことを原則とする。

第 6 条 本規定によって支出されたものについては、『お返し』は一切無用とする。

第 7 条 この規定の改正について必要が生じた時は、運営委員会で協議する。